

人吉市立第一中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

- ア 「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。
- イ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。
- ウ 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- エ けんか等を除く。

(2) いじめ問題に関する基本的認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識する。特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があること。

- ア 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは生徒の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- イ いじめられている生徒の立場に立った親身の指導を行うこと。生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることはしない。
- ウ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。いじめの問題の解決のためには家庭の役割も重要である。いじめの問題に対しては、家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要で

ある。また、いじめ被害者の立場に立って、自らの言動を振り返らせるなどの指導が必要である。

エ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命や生きることのすばらしさや喜びなどについて指導することが必要である。

オ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務であるとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じるような深刻なものが含まれる。

(3) 本校の基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、第一中学校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を実践する。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) いじめの未然防止に関する事項

- ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動（生徒会活動）に対する指導・支援を行う。
- ウ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動の時間等を利用し、「いじめ防止キャンペーン」を実施する。

(2) いじめ及びその兆候の早期発見に関する事項

- ア いじめを早期に発見するために、在籍する生徒に対し定期的な調査を月1回実施する。
- イ 調査の結果を受け、状況をいじめ・不登校等対策委員会で諮り、いじめの認知を行う。
- ウ いじめ調査実施後、担任との面談を早急に実施する。
- エ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- オ いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ・不登校等対策委員会」を設置する。
 - 〈構成員〉校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、特別支援教育担当、人吉っ子アドバイザー、関係職員
 - 〈活動〉アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。
 - 〈開催〉月2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

(3) いじめに関する事案への対処に関する事項

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときには、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- エ いじめにより精神的に大きなショックを受けているような場合には、速やかに関係機関や専門機関とのつなぎを行い、生徒、保護者の精神的な安定を図る。
- オ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- カ 加害生徒への指導も継続的に行い、再発防止に努めるとともに、精神的な成長

を促していく。

キ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(4) 教育委員会及び学校と保護者、地域住民、関係機関、関係団体等との連携体制の整備に関する事項

以下で構成する「いじめ対策委員会」を設置し、定期的に会を開く。学校におけるいじめの対策方針、指導計画等の情報について公表し、いじめ防止にむけた支援体制を図る。緊急な対応を必要とするいじめ事案が発生した場合は、速やかに会を開催する。

○学校職員 ○学校運営協議会委員 ○保護者代表 ○主任児童委員
○人吉っ子アドバイザー

(5) 学校がいじめ対策を実施する際に留意すべき事項

ア いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

イ 生徒及び保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話等の情報モラル研修会等を行う。

(6) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席すること余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、人吉市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（いじめ対策委員会）を開く。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(7) いじめ対策の実施の状況の評価に関する事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に第一中学校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。